

魚沼市南部地域包括支援センター運営業務委託仕様書

1 概要

本仕様書は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46の規定に基づき本業務受託事業者(以下「受託者」という。)が設置した地域包括支援センター(以下「センター」という。)において実施する業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務名

魚沼市南部地域包括支援センター運営業務委託

3 業務委託契約期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 業務内容(詳細は、別紙「業務内容詳細」のとおり)

センターの業務は次に掲げるものとする。また、各業務に関しては、魚沼市地域包括支援センター運営方針を遵守して実施すること。「地域支援事業実施要綱」(平成18年6月9日老発0609001号本職通知、老発0921第3号 令和3年9月21日一部改正)と一般財団法人長寿社会開発センター作成「地域包括支援センター運営マニュアル」を参考に実施すること。

(1) 包括的支援事業

- ①第1号介護予防支援事業(法第115条の45第1項第1号ニ)
- ②総合相談支援業務(法第115条の45第2項第1号)
- ③権利擁護業務(法第115条の45第2項第2号)
- ④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(法第115条の45第2項第3号)
- ⑤地域ケア会議の実施(法第115条の48)

(2) 指定介護予防支援(法第8条の2第16項)

(3) その他の事業

- ①一般介護予防事業(法第115条の45第1項第2号)

第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者を対象に次の事業を市と協働で実施する。

- ア 介護予防把握事業
- イ 介護予防普及啓発事業
- ウ 地域介護予防活動支援事業
- エ 一般介護予防事業評価事業
- オ 地域リハビリテーション活動支援事業

②包括的支援事業(社会保障充実分)

市や事業の受託事業者と連携して、次の事業に協力する。

- ア 在宅医療・介護連携推進事業(法第115条の45第2項第4号)
- イ 生活支援体制整備事業(法第115条の45第2項第5号)

ウ 認知症総合支援事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 6 号）

③地域包括支援センターの運営に付随する業務

地域支援事業の円滑な実施のために、上記（1）から（3）までの事業に付随する業務及びセンターの運営に必要な業務を実施するものとする。

ア 例月の報告に関する業務

イ 地域包括支援センター運営協議会での報告、説明等の業務

ウ 適正な記録管理に関する業務

エ 年間事業計画、年間活動報告に関する業務

オ 地域密着型サービス事業所の運営推進会議への出席

カ その他、センターを適正に運営するために必要な業務

5 担当区域及びセンターの設置場所

担当する日常生活圏域	魚沼市南部圏域 平成 16 年 10 月 31 日以前の小出町および湯之谷村の全域
高齢者人口	5,421 人（令和 3 年 11 月 30 日 魚沼市魚沼市住民基本台帳確定値）

センターの場所は、その担当する区域内に設置することとし、利用者の利便性に配慮して十分駐車スペース等を確保すること。

6 職員体制

「魚沼市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成 27 年条例第 16 号）第 4 条第 1 項の規定による職種及び員数の基準以上の配置とすること。

同条第 1 項各号における「その他これに準ずる者」とは、「地域包括支援センターの設置運営について（平成 18 年 10 月 18 日老計発第 018001 号、平成 30 年 5 月 10 日一部改正）」中の「6 職員の配置等」による。

(1) 管理者

センターの業務の適切な管理のため、管理者を置くものとする。なお、管理者は次の（2）①から③に定める職員が兼務できるものとする。

(2) センターの職員

次の①②③の資格を有する常勤専従の職員を各 1 名以上配置すること。④については、担当する指定介護予防支援業務に係る介護予防サービス計画数に応じて配置すること。

① 保健師またはこれに準ずる者

保健師または地域ケア・地域保健等に関する経験がありかつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を 1 年以上有する看護師。看護師には准看護師は含まない。

② 社会福祉士またはこれに準ずる者

社会福祉士または福祉事務所の現業員等の業務経験が 5 年以上または介護支援専門員の業務経験が 3 年以上あり、かつ高齢者の保健・福祉に関する相談援助業務に 3 年以上従事した経験を有する者

③ 主任介護支援専門員またはこれに準ずる者

主任介護支援専門員または「ケアマネジャーリーダー活動等支援事業の実施及び推進について（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）」に基づくケアマネジャーリーダー研修を終了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

④ 指定介護予防支援業務及び第1号介護予防支援事業に従事する職員（以下、「介護予防プランナー」という）

「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援に関する基準について（平成18年3月31日老振発第0331003号、老老発第0331016号厚生労働省老健局振興・老人保健課長連名通知）」中の「2 人員に関する基準」により、保健師または介護支援専門員、社会福祉士、経験のある看護師、高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事

(3) 兼務関係

センターにおける各業務を適切に実施するために、センター以外の業務の兼務は基本的に認めない。ただし、以下の場合には、兼務することとしても差し支えない。

- ① 専門職を複数配置する場合には、適切な業務遂行を確保できると判断できるものであれば、センター業務以外の業務を行うことは差し支えない。
- ② センターの職員と指定介護予防支援事業所職員とは、兼務して差し支えない。

7 センターの設備

- (1) センターの運営に必要な事務室、相談室、会議室、書類保管庫等を有していること。
- (2) 相談室については、プライバシーが確保されるように配慮すること。
- (3) 受付カウンターを設置することが望ましい。
- (4) パソコン、プリンター、電話、ファクシミリを配置すること。
- (5) パソコンについてはインターネット接続環境が確保されているとともに、セキュリティ機能を確保すること。また、専用の電子メールアドレスを取得すること。
- (6) 分かりやすい場所にセンターの看板を掲げること。
- (7) センターで使用する「地域包括支援センター支援システム」は市と協議したシステムとすること。

8 業務日及び業務時間

(1) 業務日

月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までは除く。)

(2) 業務時間

午前8時30分から午後5時15分まで

なお、業務時間外であっても地域の住民、関係団体等への会議の出席を求める場合もある。

*シフト制等により上記対応が可能となるように調整するほか、電話等により24時間対応可能な連絡体制を確保すること。なお、緊急時の連絡体制については、受託者の他施設等との連携に

よる対応としても差し支えないものとする。

9 運営に関する経費

センターの業務に係る運営経費は、委託料と第1号介護予防支援業務における介護予防ケアマネジメント費及び指定介護予防支援業務における介護予防支援費とする。

(1) 委託料

以下の経費について委託料による支出対象とする。

① 人件費

- ア 賃金
- イ 職員手当等
- ウ 社会保険料等

② 事業費（主なもの）

- ア 委託業務に従事する者の旅費、研修費等（委託業務に関わる場合に限る）
- イ 通信運搬費
- ウ 事務消耗品費
- エ 研修会、講演会等の開催に必要と認められる経費
- オ 事務室等設備使用にかかる経費

(2) 第1号介護予防費（介護予防ケアマネジメント費）及び介護予防支援費法に規定する額とする。

(1) 会計処理

センターの会計処理に当たっては、上記（1）と（2）の会計を区分するとともに、その他の会計がある場合においても明確に区分する。

10 実績報告

(1) 業務実施に関する報告

受託者は、業務に係る実績を市の定める様式により業務実施月の翌月15日までに市に報告すること。市は、報告書の受理後15日以内にその内容を審査するものとする。

(2) 業務終了後の報告

受託者は、業務終了後30日以内に、次に掲げる報告書等を市に提出すること。

- ① 業務完了報告書
- ② 委託期間中の業務に要した収支決算報告書等の経費内訳書
- ③ 計画に対する活動実績及び評価報告書

11 委託料の請求・支払

(1) 委託料の算定

委託料は、予防プラン報酬（第1号介護予防費及び介護予防支援費）を除外して算定するものとする。予防プラン報酬は、「6職員体制」(2)の①②③の職員は概ね月10件、④の職員は概ね月40件として算定すること。

(2) 支払方法

業務完了報告及び検査合格後、適正な請求書を受領してから30日以内に支払うものとする。ただし、委託料の4割を上限に、受託者の請求により前払いできるものとする。

12 個人情報の管理及び守秘義務

受託者は、法及び魚沼市個人情報保護条例(平成16年魚沼市条例第14号)の規定に基づき、適正に個人情報を管理すること。

受託者は、個人情報の取扱いにつき、関係法規、市条例等を遵守し厳重に取り扱うとともに、その紛失・漏洩がないように十分配慮すること。業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の理由のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

また、各事業の実施にあたり、当該事業の実施に関する個人情報の活用を図る必要があるときは、あらかじめ本人から個人情報を目的の最小限の範囲で利用することに同意を得ておくこと。

13 関係法令等の遵守

本件業務を行うにあたっては、次の関連する法令等を遵守すること。

- (1) 地方自治法
- (2) 介護保険法及び同施行規則
- (3) 魚沼市地域包括支援センター事業実施要綱
- (4) 魚沼市個人情報保護条例及び同施行規則
- (5) 労働基準法ほかその他の労働関係法
- (6) その他関係法令

14 公平・中立性

受託者は、地域包括支援センターを運営するにあたり、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないように十分配慮すること。

15 業務の一括委託の禁止

受託者は、包括的支援事業以外に係る業務の一部を第三者に委託することができるが、管理運営に係る業務を一括して第三者へ委託することはできない。

16 協議事項

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項に関しては、必要の都度、両者が協議の上決定する。

業務内容詳細

地域包括支援センターの業務は次に掲げるものとする。また、各業務に関しては、魚沼市地域包括支援センター運営方針を遵守して実施すること。一般財団法人長寿社会開発センター作成「地域包括支援センター運営マニュアル」を参考に実施すること。なお、「地域包括支援センター運営マニュアル」が改正された場合は、最新のを優先すること。

1 包括的支援事業

(1) 第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニ）

第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）は、基本チェックリストに該当する者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の担当上限数は、指定介護予防支援と合わせて概ね月10件、介護予防プランナーは概ね月40件とする。

また、当該事業の一部について、指定居宅介護支援事業所に委託ができるものとする。委託に当たっては「地域包括支援センターの設置運営について（平成18年10月18日、老計発1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号、平成30年5月10日一部改正）」の「5 事業の留意点」(2)を留意の上、行うこととする。

(2) 総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関または制度の利用につなげる等の支援を行う。

①地域におけるネットワーク構築業務

ア 支援を必要とする高齢者等を見出し、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援へつなぎ、継続的な見守りを行う。更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図ること。

地域に必要な社会資源がない場合は、市や生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーターと協力し、新たな社会資源を開発するための働きかけを行うこと。

イ 「地域ケア個別会議」等を積極的に活用し、問題解決にあたる体制整備を進め、地域の特性に応じたネットワークを構築していくこと。

ウ 総合相談で支援の必要な高齢者が明らかになった場合、その支援のために関係者が協働するには、日頃から積み重ねた関係性が必要になる。行事や会議等地域のあらゆる日々の活動のなかで意識して交流することによって、少なくとも「顔見知り」になることで基盤となるネットワークができていれば支援がスムーズに進む。そのためには以下の会議等に出席すること。

【関係機関関連会議・事業等】

- | | |
|----------------|-----|
| ・地域ケア推進会議 | 年2回 |
| ・自立支援型地域ケア個別会議 | 年2回 |

・高齢者虐待対応ケース会議	月1回	
・生活支援体制整備事務局会議	年3～4回	
・在宅医療推進センター主催の会議	月1回程度	
・認知症総合事業の中の事例検討会議	年1回	
・高齢者等見守りネットワーク会議	年1回	
・認知症高齢者声かけ訓練、声かけ訓練のための企画会議	年3回程度	
・民生委員児童委員協議会	各地区の協議会に年1回程度	
・社会福祉協議会主催の福祉フェスティバル	年1回	
・地域医療魚沼学校の講座	月1回程度	等

②実態把握業務

ア 適切な総合相談業務の遂行のため、地域におけるネットワークを活用するほか、高齢者への個別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者の心身の状況や家族の状況等についての実態把握を効率的・効果的に行うこと。

イ 日々の業務から得られる全てのことが、市民の実態であることを念頭におくこと。

ウ 地域にどのような課題や傾向があるのかを把握しセンターが実施するさまざまな業務に活かすこと。

③総合相談業務

ア 初期段階の相談対応

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握を行い、専門的・継続的な関与または緊急の対応の必要性を判断する。

適切な情報提供を行うことにより相談者自身が解決することができるかと判断した場合には、相談内容に即したサービスまたは制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行う。

イ 継続的・専門的な相談支援

アの対応により、専門的・継続的な関与または緊急の対応が必要と判断した場合には、より詳細な情報提供を行い、個別の支援計画を策定する。

支援計画に基づき、適切なサービスや制度につなぐとともに、定期的な情報収集を行い、期待された効果の有無を確認する。

ウ 総合相談における基本的な視点

以下の視点に留意して対応する。

a 尊厳の保持と自立支援に向けて、本人の持つ力や可能性をともに探り、発揮できる環境を整えていく視点を持つ。

b 本人が自分らしい生活を地域で継続していけるための自己決定への支援を行う。

c 地域包括支援センター職員の個人の専門的力量を十分に活用していくとともに、3職種の専門性を活かしたチームアプローチを行う。

d 地域の要配慮者等又はその家族等の保健福祉サービスの利用申請手続きの受付、代行（市等への申請書の提出）等の便宜を図る等、利用者の立場に立って保健福祉サービスの利用調整を行うこと。法第27条に、要介護認定の申請代行を行うことができると定められているが、本人や家族の力を最大限引き出す働きかけをする。安易な代行支援はしない。

エ 総合相談内容の要点

a 介護相談

何に困っているのかを明確にして支援する。介護保険サービス利用だけでなく、高齢者福祉サービスやインフォーマルなサービスも含めて検討する。

b 医療相談（認知症以外）

受診を拒否している人への対応は難しいが、精神科領域であれば、市の健康増進課の「精神保健相談会」を活用することも検討する。

本人や家族からの情報だけでなく、通院状況等を把握する必要がある場合は、同意を得て医療機関に連絡する。それらの情報から、本人の状態に対して適正医療であるかを判断する。医療が不足している場合は、具体的な選択肢を示して通院を進める。本人が1人で受診することが困難な場合は家族等の同行を促す。必要により医療機関の相談員や外来看護師等との連携を図る。

c 介護認定申請

申請の窓口（介護福祉課介護保険係）を紹介する。特別な事情がある場合（申請のために市役所に行ける人が誰もいない等）のみ代行申請を行う。

d 介護保険サービス

介護保険サービスの必要性を確認する。認定結果が出ていない場合は、自費になる可能性があることも説明する。その上で利用希望がある場合は、認定結果が要介護となっても対応できるよう準備する。（居宅介護支援事業所を紹介する等）

e 高齢者福祉サービス等

相談者の状況により、市の高齢者福祉サービスや他の介護保険外サービスも紹介する。

f 介護予防

相談者の状況により、市の開催する健康教室を紹介する。また、生涯学習分野での活動も介護予防につながることから、市と連携し各種情報を把握して紹介できるよう準備する。

g 高齢者虐待

あきらかな虐待通報だけでなく、他の相談の中から発見される場合もあることを承知したうえで相談対応にあたること。

虐待の通報を受理した場合は（3）権利擁護業務の③高齢者虐待への対応のとおりとする。

h 認知症の相談

必要時は、認知症地域支援推進員と連携して対応する。

i 成年後見制度

成年後見制度に関する相談は、（3）権利擁護業務の①成年後見制度の活用促進のとおりとする。

j 住まいに関すること

必要により、市の都市整備課の市営住宅の担当や介護福祉課高齢福祉係（養護老人ホームや高齢者支援ハウスの担当）と連携して対応する。

k 経済に関すること

相談者の状況により、日常生活自立支援事業や生活困窮者支援を行っている社会福祉協議会とも連携して対応する。

l その他

居宅介護支援または介護予防支援を受けていない要介護認定者または要支援認定者（担当の介護

支援専門員がいない場合)が住宅改修や福祉用具購入を希望した場合は、住宅改修理由書の作成及び福祉用具購入の支援を行う。

④介護を行う家族に対する支援

ア 家族を介護する者への相談援助・支援

イ 介護に関する情報や知識・技術の提供

ウ 家族介護者同士の支え合いの場の確保や家族介護者に関する周囲の理解の促進については、市と協力しながら進める。

(3) 権利擁護業務 (法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号)

地域の住民や、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題解決ができない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のための支援を行う。

①成年後見制度の活用促進

ア 成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、成年後見制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介等を行う。

イ 申立てを行える親族がいないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見の利用が必要と認める場合は、速やかに市の介護福祉課に当該高齢者の状況等を報告する。

②老人福祉施設等への措置の支援

虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と思われる場合は市の介護福祉課と連携し、必要な支援を行う。

③高齢者虐待への対応

虐待の事例を把握した場合には、「魚沼市高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、適切な対応をする。事例の状況により、緊急性や虐待の判断の有無が必要な場合は、速やかに市に高齢者の状況等を報告し、市と適切な連携をとること。

④困難事例への対応

高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している等の困難事例を把握した場合には、センターに配置されている専門職が相互に連携するとともに、センター全体で対応を検討し、必要な支援を行う。

⑤消費者被害対応

消費者被害の相談があった場合は、市の消費者相談センターと連携し適切な対応をする。必要により、権利擁護関係機関との連携を図る。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 (法第 115 条の 45 第 2 項第 3 号)

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携等、地域において、多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく包括的・継続的ケアマネジメントが

重要であり、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。

①包括的・継続的なケア体制の構築

ア 医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援する。

イ 地域の介護支援専門員が、介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。

②地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域における介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するため、介護支援専門員で構成する「居宅区分会議」と連携する。

③日常的個別指導・相談

地域の介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、個別の相談、居宅（介護予防）・施設サービス計画の作成技術の指導、サービス担当者会議の開催支援等を行う。また、介護支援専門員の資質向上を図る観点から、地域ケア個別会議（困難事例等）を活用し、事例検討会や研修等を行う。

④支援困難事例等への指導・助言

支援困難事例を抱える介護支援専門員へ適宜、指導助言等を行う。

(5) 地域ケア会議の実施（法第 115 条の 48）

困難事例等の個別ケースの検討を行う地域ケア個別会議を開催すること。市の主催する地域ケア推進会議や自立支援型個別ケア会議に協力すること。

困難事例等の個別ケースの検討を行う地域ケア個別会議を開催する時は、次の点に留意すること。

①会議の開催によって、地域の関係者のネットワークの構築、情報共有、地域課題の把握に努めること。

②会議における個別課題の検討をとおして、介護支援専門員による自立支援のためのケアマネジメントの支援に努めること。

③圏域内のすべての介護支援専門員が、年に 1 回は地域ケア個別会議での支援を受けられるようにすること。

④地域課題の解決のために、市の主催する地域ケア推進会議につなげること。

2 指定介護予防支援（法 8 条の 2 第 16 項）

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整等を行うこと。

センターに併設して、法第 115 条の 22 の規定に基づき市の指定を受けた指定介護予防支援事業所を設置し、指定介護予防支援事業を実施すること。

指定介護予防支援事業の実施にあたっては、「魚沼市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成 27 年魚沼市条例第 15 号）を遵守すること。

(1) 予防給付に関するケアマネジメント業務

- ①利用申込の受付
- ②契約締結
- ③アセスメント
- ④介護予防サービス計画原案の作成
- ⑤サービス担当者会議の開催
- ⑥介護予防サービス計画書の交付
- ⑦モニタリング
- ⑧評価、計画書の見直し
- ⑨給付管理、介護報酬の請求

(2) 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、介護予防プランナーの担当上限数

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の担当件数は概ね月10件程度、介護予防プランナーの担当件数は概ね月40件程度とする。第1号介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）と合わせた数とする。

(3) 指定介護予防支援業務に係る介護予防サービス計画費（介護報酬）

指定介護予防支援業務に係る介護予防サービス計画費は受託者の収入とする。

(4) 指定介護予防支援業務の委託

地域包括支援センターは指定介護予防支援業務の一部を、委託契約を締結した事業者が営む指定居宅介護支援事業所に委託できる。委託にあたっては、以下の事項に留意すること。

①委託に関し地域包括支援センター運営協議会に報告すること。

②「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第37号）第30条に規定するアセスメント業務や介護予防サービス計画の作成業務等が一体的に行われるよう配慮すること。

③委託先の指定居宅介護支援事業所が、指定介護予防支援業務に関する研修を受講する等必要な知識・能力を有する介護支援専門員が従事する事業所であること。

④指定介護予防支援業務に係る責任主体は、地域包括支援センターであり、委託を行う場合であっても、委託先の指定居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画の原案を作成する場合には、当該計画が適切に作成されているか内容の妥当性等について確認を行うこと。また、委託先の居宅介護支援事業所が評価を行った場合には、当該評価の内容について確認を行い、今後の指定介護予防支援の方針等を決定すること。

⑤指定介護予防支援業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託している場合、介護予防サービス計画費の相当分を、委託している指定居宅介護支援事業所へ支払うこと。

3 その他の業務

(1) 一般介護予防事業

第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者を対象に次の事業を市と協働で実施する。

- ①介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。市が把握した対象者に対して、必要な支援を行う。

②介護予防普及啓発事業

希望のある団体（民生委員協議会や老人クラブ等）に介護予防活動の普及・啓発を行う。

③地域介護予防活動支援事業

地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を市と協働で行う。

④一般介護予防事業評価事業

市と協力して、介護保険事業に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

(2) 包括的支援事業（社会保障充実分）

市や事業の受託事業者と連携して、以下の事業に協力する。

① 在宅医療・介護連携推進事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号）

医療と介護の両方を必要とする状況の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するため、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。

② 生活支援体制整備事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号）

生活支援コーディネーターと連携し、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図り地域の高齢者の支えあいの体制づくりを推進する。

③ 認知症総合支援事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 6 号）

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続できるまちの実現のために、認知症地域支援・ケア向上事業を実施し、認知症の人や家族の支援を行うとともに、業務を通じて把握した早期診断・早期対応が必要な高齢者を認知症初期集中支援チームに適切につなげる。

(3) 地域包括支援センターの運営に付随する業務

地域支援事業の円滑な実施のために、上記 1 から 3 までの事業に付随する業務及び地域包括支援センターの運営に必要な業務を実施するものとする。

①例月の報告に関する業務

②地域包括支援センター運営協議会での報告、説明等の業務

③適正な記録管理に関する業務

④年間事業計画、年間活動報告に関する業務

⑤地域密着型サービス事業所の運営推進会議への出席

⑥その他、地域包括支援センターを適正に運営するための必要な業務

(4) 感染症対策について

業務を行うにあたり、以下のことに留意すること。

①基本的な感染症対策

厚生労働省の示す「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」や「高齢者介護施設における感染症対策 改訂版」を参考にし、適切に対応すること。

(参考)

- ・「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」8ページ 飛沫感染対策、12ページ 接触感染対策
- ・「高齢者介護施設における感染症対策 改訂版」 4ページ 感染経路の遮断

②新型コロナウイルス感染症対策

厚生労働省からの「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について」「新型コロナウイルスに関するQ&A」等の通知等の情報収集を行い、適切に対応すること。新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて最新の情報を得るよう努めること。

(5) 災害時の対応について

災害時対応マニュアルを整備しておくこと。発災時には市の指示のもとに適切に対応すること